

石元泰博写真著作物使用料

石元泰博氏写真著作物の著作権利用にかかる使用料金は以下のとおりです。
 本表に掲載されていないものについては、高知県立美術館へお問い合わせください。
 なお、本料金表の価格は全て税抜き価格となっていますので、ご注意ください。
 また、著作権法（明治32年法律第39号。以下「法」という。）において補償金の規定があるもの（法第33条：教科用図書等、法33条の2：教科用拡大図書等、法第34条：学校教育番組、法第36条：営利を目的とした試験問題）は、使用料ではなく、補償金をお支払いいただきます。その場合、補償金額に定めのないものは、使用料相当額を補償金額とします。

1 書籍（一般書籍・学術書・写真集を含む）

以下の(1)(2)のうち、いずれか低い金額

※学校教材として制作されたものは含みません。

(1) 1点1用途当たりの金額を下表のとおりとして算出された金額

発行部数	表紙への掲載	中頁への掲載
～ 5,000部	40,000円	20,000円
～ 10,000部	60,000円	30,000円
10,001部～	80,000円	40,000円

(2) 下の計算式により算出された金額

発行部数 × 販売価格（税抜） × 5%

2 新聞（広告は除く。）

1点1用途当たりの金額を下表のとおりとして算出された金額

発行部数	記事本文への掲載
～ 200,000部	10,000円
～ 1,000,000部	20,000円
1,000,001部～	30,000円

※展覧会及び美術館の紹介、高知県立美術館職員による執筆原稿並びに石元泰博氏特集記事を除きます。

3 雑誌

1点1用途当たりの金額を下表のとおりとして算出された金額

発行部数	表紙への掲載	中頁への掲載
～ 50,000部	40,000円	20,000円
～ 100,000部	60,000円	30,000円
100,001部～	80,000円	40,000円

4 学校教材

1点1用途当たりの金額を下表のとおりとして算出された金額

発行部数	表紙への掲載	中頁への掲載
～ 5,000部	20,000円	10,000円

～10,000部	30,000円	15,000円
10,001部～	40,000円	20,000円

※学校教材とは、学校で使用される副読本として制作されたものをいいます。

5 チラシ・パンフレット・リーフレット等の広報物

1点1用途当たりの金額を下表のとおりとして算出された金額

発行部数	表紙への掲載	中頁への掲載
～5,000部	20,000円	10,000円
～10,000部	40,000円	20,000円
10,001部～	60,000円	30,000円

6 ポストカード・その他販売物品

1点当たり 商品製造数 × 販売価格（税抜） × 5%

※ただし、最低金額は10,000円とします。

7 広告物(パネル・看板・ディスプレイ・ポスター等)

1点1用途当たりの金額を下表のとおりとして算出された金額

サイズ	
B1以下	80,000円
上記以外	100,000円

8 広告物(新聞広告・テレビ放送・雑誌広告等)

1回・1点当たり 80,000円

9 スクリーニング(プレゼンテーション使用・プロジェクター使用・ipad使用等)

1回・1点当たり 10,000円

10 WEB(インターネット・ホームページ・携帯サイト等)

1点1用途当たりの金額を下表のとおりとして算出された金額

掲載期間	
～6ヶ月	50,000円
～1年	100,000円

11 テレビ放送

1回・1点当たり 10,000円

※放送回数が2回以上の場合は、回数にかかわらず1点20,000円とします。

※展覧会及び美術館の紹介番組並びに石元泰博氏の特集番組を除きます。